

評価方法基準の一部を改正する告示案について

令和8年3月31日

国土交通省

1. 題名

評価方法基準の一部を改正する件

2. 改正の趣旨

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（令和7年農林水産省告示第1622号、令和8年5月29日施行。）の施行に伴い、評価方法基準について、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

令和8年3月31日に公布、施行いたします。ただし、第5の3の3-1(3)イ①b(ii)の規定は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件施行の日（令和8年5月29日）に施行いたします。

【参照条文】

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

第39条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。